

1. 第三者評価とは

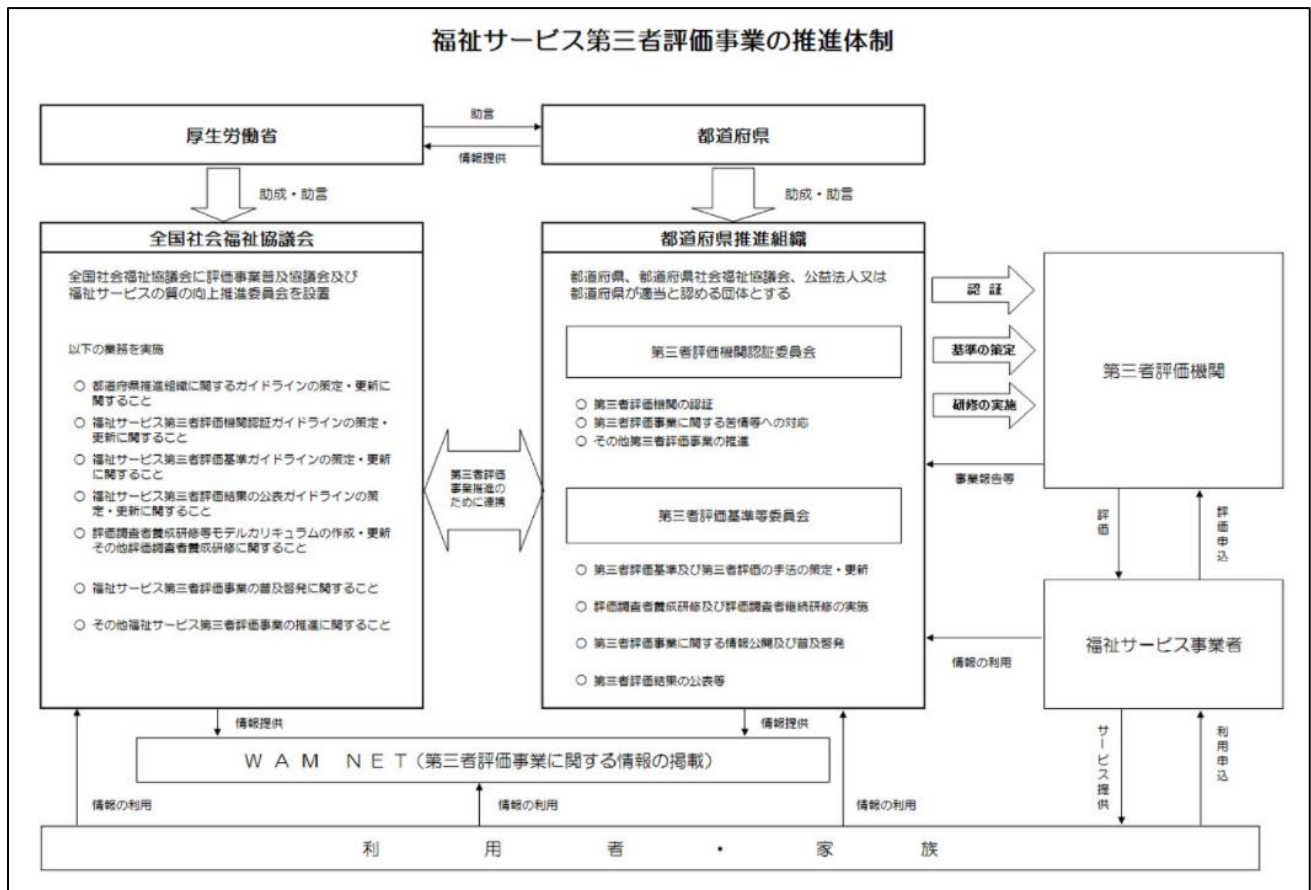
第三者評価は、1999（平成 11）年の「社会福祉基礎構造改革」において、信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上を目指し検討されたもので、**2000（平成 12）年の「社会福祉法」改正によって位置づけられた。**

「社会福祉法」第 78 条

事業者の責務	社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう <u>努めなければならない</u> 。
国の責務	国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 第三者評価事業の推進体制（社会福祉事業共通）

第三者評価事業の推進は、以下の図の通りである。



実施機関	業務内容
国	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の策定
全国社会福祉協議会	①「都道府県推進組織に関するガイドライン」の策定・更新 ②「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」の策定・更新 ③「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の策定・更新 ④「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」の策定・更新 ⑤「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」の作成・更新 その他評価調査者養成研修に関すること ⑥福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発 ⑦その他福祉サービス第三者評価事業の推進 福祉サービスの質の向上推進委員会の設置 評価事業普及協議会の設置
都道府県	都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、 都道府県推進組織を設置 する
都道府県推進組織	各都道府県に一つに限り設置される ① 第三者評価機関の認証 ② 第三者評価基準 や第三者評価の手法に関すること ③第三者評価結果の取扱いに関すること
第三者評価機関	法人格を有すること 第三者評価機関認証要件を満たすことで認証される

3. 第三者評価事業のしくみ①（社会福祉事業共通）

実際の第三者評価（社会福祉事業共通）は、以下の通り実施される。

項目	概要
法的な位置づけ	「社会福祉法」
受審	規定なし（受審は 任意＝努力義務 ）
評価基準	都道府県推進組織 が策定した評価基準
評価機関	都道府県推進組織 が認証した評価機関
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三者評価機関認証要件に基づき認証を行う。
評価調査者の研修	都道府県推進組織 は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う
利用者調査	実施するよう 努める
結果の公表	公表するが、公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。
自己評価	利用者調査を実施するよう努める（ 努力義務 ）

4. 第三者評価事業のしくみ②（社会的養護関係施設）

第三者評価については、社会福祉事業共通のしくみで運営されているが、社会的養護関係施設（乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設）については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえた厚生労働省通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和4年3月・厚生労働省）によって、独自の第三者評価を実施する。

項目	概要
法的な位置づけ	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」
受審	<u>3か年度毎に1回</u> 以上受審しなければならない
評価基準	<u>全国共通</u> の第三者評価基準 ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	<u>全国推進組織</u> が認証した評価機関（全国で有効） ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	全国共通の第三者評価基準 ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能 全国推進組織が認証した評価機関（全国で有効） ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
評価調査者の研修	<u>全国推進組織</u> は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う
利用者調査	<u>必ず実施する</u>
結果の公表	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、 <u>評価結果を公表する</u> なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	<u>毎年度</u> 実施しなければならない

なお、社会的養護に関わるファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価は、以下の通り実施される。

項目	概要
法的な位置づけ	「児童福祉法施行規則」
受審	<u>努力義務</u>
評価機関	社会的養護関係施設第三者評価機関

また 2024（令和 6）年 4 月から児童福祉施設となった里親支援センターは、以下のように規定されている。

里親支援センターは、自らその行う法第 44 条の 3 第 1 項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

さらに 2024（令和 6）年 4 月施行の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」では、一時保護施設における評価について、以下のように規定されている。

一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。